

# 兵庫県公報

平成31年3月29日 金曜日 第3号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 行政財産目的外使用料の額を定める規則等の一部を改正する規則（財政課）	2
○ 篠山市の名称の変更に伴う関係規則の整理に関する規則（文書課）	21
○ 行財政運営審議会規則（新行政課）	21
○ 行財政構造改革審議会規則を廃止する規則（同）	22
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（市町振興課）	22
○ 兵庫県立生活創造センター管理規則の一部を改正する規則（県民生活課）	23
○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（障害福祉課）	23
○ 毒物及び劇物の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（薬務課）	23
告 示	
○ 平成17年兵庫県告示第459号の6（不当な取引行為の指定）の一部改正（消費生活課）	24

## 公布された法令のあらまし

### ●行政財産目的外使用料の額を定める規則等の一部を改正する規則（規則第11号）

次に掲げる規則に定める使用料等をそれぞれ改定する等、所要の整備を行うこととした。

- 1 行政財産目的外使用料の額を定める規則
- 2 兵庫県民会館管理規則
- 3 兵庫県立尼崎青少年創造劇場管理規則
- 4 兵庫県立いえしま自然体験センター管理規則
- 5 兵庫県立こどもの館管理規則
- 6 兵庫県立先端科学技術支援センター管理規則
- 7 兵庫県立芸術文化センター管理規則
- 8 兵庫陶芸美術館管理規則
- 9 兵庫県立生活創造センター管理規則
- 10 兵庫県立消費生活総合センター管理規則
- 11 兵庫県立総合衛生学院学則
- 12 健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則
- 13 兵庫県立のじぎく会館管理規則
- 14 兵庫県立但馬長寿の郷管理規則
- 15 兵庫県こころのケアセンター管理規則
- 16 兵庫県立こども発達支援センター管理規則
- 17 兵庫県立姫路労働会館管理規則
- 18 工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則
- 19 兵庫県中央労働センター管理規則
- 20 兵庫県立丹波年輪の里管理規則
- 21 兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑管理規則
- 22 兵庫県立体育施設管理規則
- 23 兵庫県立三木山森林公園管理規則
- 24 兵庫県港湾施設管理条例施行規則
- 25 兵庫県立都市公園条例施行規則
- 26 収入証紙条例施行規則

●篠山市の名称の変更に伴う関係規則の整理に関する規則（規則第12号）

篠山市の名称が丹波篠山市に変更されることに伴い、次に掲げる規則について字句の整理を行うこととした。

- 1 建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則
- 2 公舎管理規則
- 3 景観の形成等に関する条例施行規則
- 4 屋外広告物条例施行規則
- 5 緑豊かな地域環境の形成に関する条例施行規則

●行財政運営審議会規則（規則第13号）

適切な行財政の運営に関する事項を調査審議するために設置する行財政運営審議会の組織及び運営に関して必要な事項を定めることとした。

●行財政構造改革審議会規則を廃止する規則（規則第14号）

行財政構造改革の推進に関する条例の失効に伴い、行財政構造改革審議会規則を廃止することとした。

●知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（規則第15号）

建築主事を置く市以外の市町が処理することとする事務に、建築物の建築又は除却が一定の耐震改修又は建替えに該当するものである場合の建築基準法に基づく届出において知事に提出される書類の受理に関する事務を追加する等、所要の整備を行うこととした。

●兵庫県立生活創造センター管理規則の一部を改正する規則（規則第16号）

兵庫県立神戸生活創造センターを新長田合同庁舎に移転するに当たり、同センターの休業日及び開業時間を見直すこととした。

●精神保健及び精神障害者福祉に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（規則第17号）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正等に伴い、同法の引用条文を改める等規定の整備を行うこととした。

●毒物及び劇物の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第18号）

毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物取扱者試験に関する事務を関西広域連合が処理することとなることに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

行政財産目的外使用料の額を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第11号

行政財産目的外使用料の額を定める規則等の一部を改正する規則

（行政財産目的外使用料の額を定める規則の一部改正）

第 1 条 行政財産目的外使用料の額を定める規則（昭和48年兵庫県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 自動販売機その他これに類するもの（公衆電話機及び太陽光発電設備を除く。）の款中「4, 130」を「4, 210」に、「7, 220」を「7, 350」に、「10, 610」を「10, 810」に、「13, 760」を「14, 010」に改め、同表公衆電話機の款中「3, 830」を「3, 900」に改める。

（兵庫県民会館管理規則の一部改正）

第 2 条 兵庫県民会館管理規則（昭和49年兵庫県規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の部入場料を徴収する場合の款基準額の欄及び入場料を徴収しない場合の款基準額の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
23, 900	44, 400	44, 400	66, 100	84, 200	98, 600
15, 800	29, 700	29, 700	44, 000	55, 900	66, 100

別表 2 の部附属設備の款中「36, 000円」を「36, 700円」に、「3, 300円」を「3, 400円」に改める。

（兵庫県立尼崎青少年創造劇場管理規則の一部改正）

第 3 条 兵庫県立尼崎青少年創造劇場管理規則（昭和53年兵庫県規則第75号）の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の款中「6,200円」を「6,300円」に、「3,700円」を「3,800円」に、「3,100円」を「3,200円」に改め、同表楽器の款中「7,400円」を「7,500円」に、「4,900円」を「5,000円」に改め、別表音響設備の款中「3,700円」を「3,800円」に改め、同表映写設備の款中「4,300円」を「4,400円」に、「3,100円」を「3,200円」に改め、同表照明設備の款中「6,200円」を「6,300円」に、「9,900円」を「10,100円」に、「13,600円」を「13,900円」に改め、同表その他の款中「6,200円」を「6,300円」に、「3,100円」を「3,200円」に、「5,100円」を「5,200円」に、「8,200円」を「8,400円」に、「3,600円」を「3,700円」に改める。

（兵庫県立いえしま自然体験センター管理規則の一部改正）

第 4 条 兵庫県立いえしま自然体験センター管理規則（昭和57年兵庫県規則第38号）の一部を次のように改正する。

別表専用利用の款中「13,200円」を「13,400円」に、「8,200円」を「8,400円」に改める。

（兵庫県立こどもの館管理規則の一部改正）

第 5 条 兵庫県立こどもの館管理規則（平成元年兵庫県規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表多目的ホールの項基準額の欄から研修室の項基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円
5,400	7,000	12,400
3,300	4,200	7,500
2,200	2,900	5,100

（兵庫県立先端科学技術支援センター管理規則の一部改正）

第 6 条 兵庫県立先端科学技術支援センター管理規則（平成 5 年兵庫県規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の部基準額の項 9時から12時までの欄から 9時から21時までの欄までを次のように改める。

5,000円	8,900円	8,900円	13,400円	17,000円	19,800円
--------	--------	--------	---------	---------	---------

別表 2 の部基準額の欄中「6,800円」を「6,900円」に、「4,500円」を「4,600円」に、「4,800円」を「4,900円」に、「3,200円」を「3,300円」に改める。

（兵庫県立芸術文化センター管理規則の一部改正）

第 7 条 兵庫県立芸術文化センター管理規則（平成17年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表ホールセットの款基準額の欄からその他の款基準額の欄までを次のように改める。

1式につき	35,600円
1式につき	6,300円
1式につき	26,200円
1式につき	14,700円
1式につき	62,800円
1式につき	37,700円
1式につき	15,700円
1式につき	12,500円
1式につき	26,200円
1式につき	14,700円
1式につき	41,900円
1式につき	23,000円

1 式につき	10,500円
1 式につき	2,100円
1 式につき	10,500円
1 式につき	5,200円
1 式につき	2,100円
1 式につき	10,500円
1 式につき	14,700円
1 式につき	10,500円
1 式につき	3,200円
1 式につき	1,500円
1 式につき	6,300円
1 枚につき	2,100円
1 式につき	2,500円
1 式につき	15,700円
1 式につき	5,200円
1 式につき	10,500円
1 台につき	5,200円
1 台につき	2,300円
1 式につき	1,300円
1 台につき	13,600円
1 台につき	8,400円
1 台につき	3,200円
1 台につき	1,000円
1 台につき	10,500円
1 台につき	5,200円
1 式につき	2,600円
1 式につき	1,000円
1 台につき	2,100円
1 台につき	1,000円
1 式につき	3,400円
1 式につき	2,100円
1 台につき	7,300円
1 台につき	2,100円
1 式につき	2,600円

1 式につき	4,000円
1 台につき	3,100円
1 台につき	1,600円
1 台につき	1,400円
1 台につき	6,300円
1 式につき	3,700円
1 台につき	2,300円
1 台につき	2,300円
1 式につき	5,200円
1 式につき	10,500円
1 式につき	52,400円
1 式につき	5,200円
1 式につき	10,500円
1 式につき	15,700円
1 式につき	21,000円
1 式につき	26,200円
1 式につき	52,400円
10キロワットにつき	2,100円

(兵庫陶芸美術館管理規則の一部改正)

第 8 条 兵庫陶芸美術館管理規則(平成17年兵庫県規則第58号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 グランドピアノの項中「3,300円」を「3,400円」に改める。

(兵庫県立生活創造センター管理規則の一部改正)

第 9 条 兵庫県立生活創造センター管理規則(平成20年兵庫県規則第23号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項第 1 号中「施設」を「研修室、調理室及び練習室」に改め、同項第 2 号中「東播磨生活創造センター」を「神戸生活創造センターの美術展示室、東播磨生活創造センター」に改める。

別表 3 の部舞台設備の款中「4,100円」を「4,200円」に、「5,100円」を「5,200円」に、「8,200円」を「8,400円」に改め、同部楽器の款中「8,200円」を「8,400円」に改め、同部音響設備の款中「3,100円」を「3,200円」に改め、同部照明設備の款中「5,100円」を「5,200円」に改める。

(兵庫県立消費生活総合センター管理規則の一部改正)

第10条 兵庫県立消費生活総合センター管理規則(平成20年兵庫県規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

理化学実験室	3,000	5,000	8,000
研修室	2,400	3,900	6,300

」

を

「

研修室	2,400	3,900	6,300
-----	-------	-------	-------

に改める。」

第11条 兵庫県立消費生活総合センター管理規則の一部を次のように改正する。

別表機器分析室の項使用料の欄から恒温恒湿室の項使用料の欄までを次のように改める。

円	円	円
3,700	5,700	9,400
2,400	4,000	6,400
1,600	2,800	4,400
1,200	2,200	3,500

(兵庫県立総合衛生学院学則の一部改正)

第12条 兵庫県立総合衛生学院学則(昭和46年兵庫県規則第76号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「20日」を「末日」に改める。

(健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則の一部改正)

第13条 健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則(昭和48年兵庫県規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1水質検査料の款金額の欄及び食品検査料の款金額の欄を次のように改める。

1成分につき 520円
1成分につき 3,200円
1試料1成分につき 5,800円 1成分増すごとに 4,000円
1試料1成分につき 8,400円 1成分増すごとに 3,100円
1試料1成分につき 10,500円 1成分増すごとに 6,000円
1試料1成分につき 10,500円 1成分増すごとに 7,100円
1試料1成分につき 10,500円 1成分増すごとに 7,000円
1種目につき 3,700円
1試料につき 5,200円
1試料につき 7,900円
1成分につき 2,500円
1成分につき 4,700円
1種目につき 3,400円

別表第2水質検査料の款金額の欄及び温泉分析試験料の款金額の欄を次のように改める。

1成分につき 520円
-------------

1 成分につき 3,200円
1 試料 1 成分につき 5,800円
1 成分増すごとに 4,000円
1 試料 1 成分につき 8,400円
1 成分増すごとに 3,100円
1 試料 1 成分につき 10,500円
1 成分増すごとに 6,000円
1 試料 1 成分につき 10,500円
1 成分増すごとに 7,100円
1 試料 1 成分につき 10,500円
1 成分増すごとに 7,000円
1 種目につき 3,700円
1 試料につき 5,200円
1 試料につき 7,900円
1 件につき 29,000円
1 件につき 129,000円
1 件につき 19,000円

別表第2理化学的検査料の款名称の欄中「容器包装がん具等」を「容器、包装、玩具等」に改め、同款金額の欄から同表毒性試験検査料の款金額の欄までを次のように改める。

1 成分につき 2,500円
1 成分につき 4,700円
1 件につき 17,000円
1 件につき 17,000円
1 件につき 37,000円
1 成分につき 2,500円
1 成分につき 4,700円
1 成分につき 3,300円
1 成分につき 6,000円
1 件につき 17,000円
1 成分につき 40,000円
1 成分につき 24,000円
1 成分につき 19,000円
1 試料20成分まで1成分につき 20,000円

1 試料20成分を超えて1成分増すごとに 2,000円
1 項目につき 41,000円
1 遺伝子につき 41,000円
1 件につき 21,000円
1 種目につき 4,000円
1 種目につき 4,300円
1 種目につき 5,100円
1 件につき 12,000円
1 種目につき 25,000円
1 遺伝子につき 11,000円
1,000塩基配列につき 41,000円
1 件につき 7,900円
1 種目につき 47,000円
1 種目につき 41,000円
1 種目につき 32,000円
1 遺伝子につき 11,000円
1,000塩基配列につき 41,000円
1 件につき 12,000円
1 検体につき 20,000円
1 検体につき 20,000円
1 検体につき 5,900円
1 件につき 13,000円
1 件につき 54,000円

(兵庫県立のじぎく会館管理規則の一部改正)

第14条 兵庫県立のじぎく会館管理規則(昭和51年兵庫県規則第85号)の一部を次のように改正する。

別表基準額の項開館時刻から12時までの欄から開館時刻から閉館時刻までの欄までを次のように改める。

8,800円	15,200円	17,800円	23,800円	27,400円	34,200円
--------	---------	---------	---------	---------	---------

(兵庫県立但馬長寿の郷<sup>さと</sup>管理規則の一部改正)

第15条 兵庫県立但馬長寿の郷<sup>さと</sup>管理規則(平成10年兵庫県規則第84号)の一部を次のように改正する。

別表1の部金額の項9時から12時までの欄から9時から21時までの欄までを次のように改める。

3,100円	4,100円	4,000円	7,200円	8,100円	11,200円
--------	--------	--------	--------	--------	---------

別表2の部(1)洋室の欄及び和室の欄を次のように改める。



洋室 (1人1泊)		和室 (1人1泊)			
1人で利用 する場合	2人で利用 する場合	1人で利用 する場合	2人で利用 する場合	3人で利用 する場合	4人で利用 する場合
円	円	円	円	円	円
5,100	3,500	6,900	3,900	3,000	2,300
5,100	3,500	6,900	3,900	3,000	2,300
4,700	3,200	6,300	3,600	2,600	2,100
5,100	3,500	6,900	3,900	3,000	2,300
5,800	3,900	7,800	4,500	3,400	2,600
3,300	2,200	4,400	2,500	1,900	1,400
3,300	2,200	4,400	2,500	1,900	1,400
3,100	2,000	4,000	2,300	1,600	1,300
3,300	2,200	4,400	2,500	1,900	1,400
3,800	2,500	5,000	2,900	2,100	1,600

別表2の部(2)洋室の欄及び和室の欄を次のように改める。

洋室 (1人1泊)		和室 (1人1泊)			
1人で利用 する場合	2人で利用 する場合	1人で利用 する場合	2人で利用 する場合	3人で利用 する場合	4人で利用 する場合
円	円	円	円	円	円
5,100	3,500	6,900	3,900	3,000	2,300
5,100	3,500	6,900	3,900	3,000	2,300
4,700	3,200	6,300	3,600	2,600	2,100
5,100	3,500	6,900	3,900	3,000	2,300
5,800	3,900	7,800	4,500	3,400	2,600
4,100	2,800	5,600	3,200	2,300	1,900
4,100	2,800	5,600	3,200	2,300	1,900
3,800	2,500	5,000	2,900	2,100	1,600
4,100	2,800	5,600	3,200	2,300	1,900
4,700	3,200	6,300	3,600	2,600	2,100

別表2の部(3)洋室の欄及び和室の欄を次のように改める。

洋室 (1人1泊)		和室 (1人1泊)			

1人で利用 する場合	2人で利用 する場合	1人で利用 する場合	2人で利用 する場合	3人で利用 する場合	4人で利用 する場合
円 6,400	円 4,300	円 8,700	円 4,800	円 3,700	円 3,000
6,400	4,300	8,700	4,800	3,700	3,000
5,900	4,000	7,800	4,500	3,300	2,600
6,400	4,300	8,700	4,800	3,700	3,000
7,200	4,800	9,900	5,700	4,200	3,300
5,100	3,500	6,900	3,900	3,000	2,300
5,100	3,500	6,900	3,900	3,000	2,300
4,700	3,200	6,300	3,600	2,600	2,100
5,100	3,500	6,900	3,900	3,000	2,300
5,800	3,900	7,800	4,500	3,400	2,600

別表3の部中「19,400」を「19,800」に、「24,300」を「24,800」に、「12,400」を「12,600」に、「15,500」を「15,800」に改め、同表5の部グランドピアノの項中「3,300円」を「3,400円」に改める。

(兵庫県こころのケアセンター管理規則の一部改正)

第16条 兵庫県こころのケアセンター管理規則(平成16年兵庫県規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表料金の欄中「4,100円」を「4,200円」に、「3,100円」を「3,200円」に改める。

(兵庫県立こども発達支援センター管理規則の一部改正)

第17条 兵庫県立こども発達支援センター管理規則(平成24年兵庫県規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表料金の欄中「4,000円」を「4,100円」に、「3,000円」を「3,100円」に改める。

(兵庫県立姫路労働会館管理規則の一部改正)

第18条 兵庫県立姫路労働会館管理規則(昭和37年兵庫県規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表1の部基準額の項9時から12時までの欄から9時から21時までの欄までを次のように改める。

10,400円	17,400円	15,000円	27,800円	32,400円	42,800円
---------	---------	---------	---------	---------	---------

(工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部改正)

第19条 工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則(昭和48年兵庫県規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表第2研究本館の款使用料の欄及び技術交流館の款使用料の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
3,600	4,600	4,600	9,200	10,700	15,300
2,000	2,500	2,500	5,100	5,600	8,100
1,500	2,000	2,000	4,100	4,600	6,100
500	1,000	1,000	2,000	2,000	3,100

別表第3工作機械の款精密研磨装置の項中「2,700円」を「2,800円」に改め、同款高速切削加工システムの項金額の欄からMEMS製作用スパッタリング装置の項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき 3,000円
---------------

1時間につき	4,100円
1時間につき	4,700円
1時間につき	850円
1時間につき	10,000円
1時間につき	5,800円
1時間につき	5,000円
1時間につき	9,600円
1時間につき	8,000円
1時間につき	10,900円
1時間につき	8,500円
1時間につき	13,200円
1時間につき	2,300円
1時間につき	3,400円
1時間につき	3,700円
1時間につき	3,200円

別表第3工作機械の款MEMS製作用プロジェクション描画装置の項中「5,900円」を「6,000円」に改め、同款MEMS製作用両面マスクライナーの項中「4,400円」を「4,500円」に改め、同表ゴム機械の款バンバリーミキサーの項中「4,000円」を「4,100円」に改め、同表加熱炉の款複合ビーム成膜装置の項中「3,700円」を「3,800円」に改め、同款雰囲気可変型赤外線ランプ加熱装置の項中「8,200円」を「8,400円」に改め、同表皮革機械の款ロールコーターの項中「2,700円」を「2,800円」に改め、同表繊維機械の款チーズ乾燥機の項中「2,900円」を「3,000円」に改め、同表試験機械の款分析電子顕微鏡の項金額の欄からエネルギー分散型エックス線分析装置付走査型電子顕微鏡の項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき	4,400円
1時間につき	4,700円
1時間につき	1,600円
1時間につき	3,100円

別表第3試験機械の款分析走査電子顕微鏡の項中「3,400円」を「3,500円」に改め、同款走査型プローブ顕微鏡の項中「3,100円」を「3,200円」に改め、同款金属顕微鏡の項中「3,000円」を「3,100円」に改め、同款ミクロトームの項中「2,700円」を「2,800円」に改め、同款超微小押し込み硬さ試験機の項金額の欄から回転対陰極式エックス線回折装置の項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき	3,300円
1時間につき	2,200円
1時間につき	6,700円
1時間につき	3,500円

別表第3試験機械の款化学状態分析用蛍光エックス線分析装置の項中「2,700円」を「2,800円」に改め、同款波長分散型蛍光エックス線分析装置の項中「2,300円」を「2,600円」に改め、同項の次に次のように加える。

携帯型蛍光エックス線分析装置	1時間につき 1,100円
----------------	---------------

別表第3試験機械の款近接場光学顕微鏡分析装置の項中「3,100円」を「3,200円」に改め、同款示差熱天秤<sup>びん</sup>の項中「7,400円」を「7,500円」に改め、同款熱機械分析・応力歪<sup>ひずみ</sup>測定装置の項中「3,100円」を「3,200円」に改め、同款示差走査熱量測定装置の項中「8,100円」を「8,300円」に改め、同款ゼーマン効果型原子吸光分光分析装置の項金額の欄から高周波プラズマ発光分光分析装置の項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき 3,400円
1時間につき 3,400円
1時間につき 3,700円

別表第3試験機械の款自動炭素硫黄分析装置の項を削り、同款複合系材料インピーダンス測定装置の項中「3,500円」を「3,600円」に改め、同款電気・電子特性評価装置の項中「4,600円」を「4,700円」に改め、同款液体クロマトグラフの項を削り、同款液体クロマトグラフ質量分析装置の項中「4,300円」を「4,400円」に改め、同款タンパク質・核酸電気泳動装置の項中「5,200円」を「5,300円」に改め、同款ペプチド・糖類分取システムの項を削り、同款食品物性評価装置の項の次に次のように加える。

全自動アルコール分測定装置	1時間につき 1,000円
---------------	---------------

別表第3試験機械の款高延性材料試験機の項中「3,200円」を「3,300円」に改め、同款高精度材料試験機の項中「3,300円」を「3,400円」に改め、同款ガスバリア性測定装置の項中「2,900円」を「3,000円」に改め、同款ウェザオメータの項を削り、同款電磁エミッション評価装置の項金額の欄からイミュニティ評価システムの項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき 9,100円
1時間につき 10,500円
1時間につき 4,300円

別表第3試験機械の款高精度三次元測定装置の項中「3,800円」を「3,900円」に改め、同款デザイン評価開発システムの項中「2,900円」を「3,000円」に改め、同款マイクロエックス線CTスキャナーの項金額の欄から磁粉探傷装置の項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき 5,600円
1時間につき 4,000円
1時間につき 3,800円

別表第4の1の部分分析試験の款金額の欄から金属材料試験の款利器及び工匠具組織試験の項金額の欄までを次のように改める。

1成分につき 4,200円
1件につき 7,400円
1件につき 5,300円
1件につき 2,800円
1件につき 2,900円
1件につき 4,200円

1 件につき 8,400円
1 件につき 7,500円

別表第4の1の部包装及び包装材料試験の款傾斜衝撃試験の項金額の欄から皮革材料試験の款摩耗試験の項金額の欄までを次のように改める。

1 件につき 7,200円
1 件につき 9,400円
1 件につき 7,100円
1 件につき 4,700円
1 件につき 7,200円
1 件につき 9,700円
1 件につき 5,000円
1 件につき 1,700円
1 測定につき 7,100円
1 件につき 4,700円
1 件につき 4,700円
1 件につき 7,100円
1 件につき 5,300円
1 件につき 2,600円
1 件につき 10,400円
1 件につき 5,300円
1 件につき 8,000円
1 件につき 4,900円
1 件につき 1,000円
1 件につき 12,000円
1 件につき 12,900円
1 平方メートルにつき 2,600円
1 件につき 8,100円
1 件につき 3,300円
1 件につき 950円
1 試料1成分につき 7,600円 1 成分増すごとに 6,300円
1 件につき 7,400円
1 件につき 6,200円
1 件につき 6,200円

1 件につき 6,200円
1 件につき 6,200円
1 件につき 4,500円
1 測定につき 2,500円
1 件につき 9,000円
5 試料又は5 試料まで1 時間につき 3,600円
1 時間増すごとに 1,400円
1 件につき 3,000円

別表第4の1の部皮革材料試験の款透湿試験の項中「7,600円」を「7,700円」に改め、同款動的防水試験の項中「4,900円」を「5,000円」に改め、同款仕上膜のはく離強さ試験の項中「はく離強さ試験」を「剥離強さ試験」に、「8,500円」を「8,700円」に改め、同款臭気測定<sup>のり</sup>の項金額の欄から発がん性芳香族アミン測定<sup>のり</sup>の項金額の欄までを次のように改める。

1 測定につき 5,900円
1 測定につき 4,500円
1 測定につき 7,500円
1 測定につき 7,500円
1 測定につき 7,600円
1 測定につき 7,500円
1 測定につき 7,500円
1 測定につき 8,300円
1 測定につき 7,500円
1 測定につき 37,700円
1 測定につき 31,500円

別表第4の1の部窯業材料試験の款瓦耐寒試験の項中「34,100円」を「34,700円」に改め、同表2の部皮革材料試験の款臭気測定<sup>のり</sup>の項中「5,500円」を「5,600円」に改め、同款遊離ホルムアルデヒド測定<sup>のり</sup>の項中「4,200円」を「4,300円」に改め、同款水銀溶出量測定<sup>のり</sup>の項中「5,000円」を「5,100円」に改め、同款六価クロム溶出量測定<sup>のり</sup>の項中「7,800円」を「7,900円」に改め、同款ペンタクロロフェノール測定<sup>のり</sup>の項金額の欄から合計の款金額の欄までを次のように改める。

1 測定につき 37,400円
1 測定につき 30,700円
104,700円

別表第4の3の部皮革材料試験の款発がん性芳香族アミン測定<sup>のり</sup>の項中「30,200円」を「30,800円」に改め、同部合計の款中「43,300円」を「43,900円」に改める。

別表第5繊維染色加工の款一本糊付加工<sup>のり</sup>の項金額の欄からその他の加工の款ニードルパンチ加工<sup>のり</sup>の項金額の欄までを次のように改める。

1 件につき 7,600円
1 キログラムにつき 3,200円
1 時間につき 4,900円
1 件につき 5,500円

別表第 6 磁粉探傷の項金額の欄及び超音波探傷の項金額の欄を次のように改める。

296,000円	96,000円	68,000円	460,000円
422,000円	78,000円	110,000円	610,000円

(兵庫県中央労働センター管理規則の一部改正)

第20条 兵庫県中央労働センター管理規則(昭和52年兵庫県規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表 1 の部大ホールの項基準額の欄及び小ホールの項基準額の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
10,000	15,800	14,400	25,800	30,200	40,200
4,500	7,400	6,500	11,900	13,900	18,400

別表 2 の部附属設備の款中「36,000円」を「36,700円」に、「3,200円」を「3,300円」に改める。

(兵庫県立丹波年輪の里管理規則の一部改正)

第21条 兵庫県立丹波年輪の里管理規則(昭和63年兵庫県規則第20号)の一部を次のように改正する。

別表ホールの項基準額の欄を次のように改める。

2,500円	3,300円	3,700円	5,800円	7,000円	9,500円
--------	--------	--------	--------	--------	--------

(兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑管理規則の一部改正)

第22条 兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑管理規則(平成12年兵庫県規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表淡路夢舞台国際会議場の款同時通訳設備・通信設備の項中「5,100円」を「5,200円」に、「7,200円」を「7,300円」に改め、同款会議設備の項中「5,100円」を「5,200円」に、「3,100円」を「3,200円」に改め、同款映像設備の項中「87,000円」を「89,000円」に、「43,000円」を「44,000円」に、「7,200円」を「7,300円」に、「2,800円」を「2,900円」に、「6,200円」を「6,300円」に、「3,100円」を「3,200円」に、「4,100円」を「4,200円」に、「5,100円」を「5,200円」に改め、同款音響設備の項中「6,200円」を「6,300円」に、「5,100円」を「5,200円」に、「2,700円」を「2,800円」に改め、同款照明設備の項中「2,700円」を「2,800円」に改める。

(兵庫県立体育施設管理規則の一部改正)

第23条 兵庫県立体育施設管理規則(平成24年兵庫県規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表 1 の部多目的ホールの款基準額の欄から格技室の款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
31,600	42,100	47,400	73,700	89,500	121,100
19,500	26,000	29,300	45,500	55,300	74,800
18,600	24,900	28,100	43,500	53,000	71,600
6,600	8,800	9,900	15,400	18,700	25,300
56,800	75,800	85,300	132,600	161,100	217,900

35,100	46,900	52,700	82,000	99,600	134,700
33,500	44,700	50,300	78,200	95,000	128,500
11,800	15,900	17,800	27,700	33,700	45,500
4,000	5,400	6,000	9,400	11,400	15,400
5,900	8,000	9,000	13,900	17,000	22,900
3,200	4,200	4,800	7,400	9,000	12,200
2,600	3,400	3,800	6,000	7,200	9,800

別表2の部楽器の款中「7,400円」を「7,500円」に、「4,900円」を「5,000円」に改め、同部体育設備及び器具等（多目的ホール）の款中「3,100円」を「3,200円」に改め、同部その他の款中「15,400円」を「15,700円」に、「5,300円」を「5,400円」に、「10,300円」を「10,500円」に、「3,600円」を「3,700円」に、「3,100円」を「3,200円」に、「5,100円」を「5,200円」に改め、同表3の部基準額の欄中「6,200円」を「6,300円」に、「12,300円」を「12,500円」に、「10,300円」を「10,500円」に改める。

（兵庫県立三木山森林公園管理規則の一部改正）

第24条 兵庫県立三木山森林公園管理規則（平成5年兵庫県規則第50号）の一部を次のように改正する。

別表1の部基準額の項9時から12時までの欄から9時から21時までの欄までを次のように改める。

4,600円	6,000円	6,900円	10,600円	12,900円	17,500円
--------	--------	--------	---------	---------	---------

別表2の部楽器の款中「7,400円」を「7,500円」に改める。

（兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部改正）

第25条 兵庫県港湾施設管理条例施行規則（昭和36年兵庫県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「1,750円」を「1,780円」に改める。

別表第2港湾施設の設備を使用する場合の款岸壁、物揚場及び棧橋の項外航船舶以外の船舶の目中「4.5円」を「4.6円」に、「6.0円」を「6.2円」に、「3.0円」を「3.1円」に改め、同款係船浮標の項外航船舶以外の船舶の目中「11,200円」を「11,400円」に、「3,800円」を「3,900円」に改め、同款来訪船舶係留施設の項金額の欄から工作物、物件又は施設を設けて港湾施設を使用する場合の款金額の欄までを次のように改める。

800円	800円	—
14,700円	—	—
15,700円	—	—
15,700円に艇長1メートル又は1メートルに満たない端数を増すごとに160円を加算した額	—	—
7,600円	7,500円	7,200円
7,900円	7,600円	7,300円
7,900円に艇長1メートル又は1メートルに満たない端数を増すごとに160円を加算した額	7,600円に艇長1メートル又は1メートルに満たない端数を増すごとに130円を加算した額	7,300円に艇長1メートル又は1メートルに満たない端数を増すごとに90円を加算した額



7,600円	7,500円	7,200円
7,900円	7,600円	7,300円
7,900円に艇長1メートル又は1メートルに満たない端数を増すごとに160円を加算した額	7,600円に艇長1メートル又は1メートルに満たない端数を増すごとに130円を加算した額	7,300円に艇長1メートル又は1メートルに満たない端数を増すごとに90円を加算した額
4,100円	4,000円	3,700円
4,300円	4,100円	3,800円
4,300円に艇長1メートル又は1メートルに満たない端数を増すごとに160円を加算した額	4,100円に艇長1メートル又は1メートルに満たない端数を増すごとに130円を加算した額	3,800円に艇長1メートル又は1メートルに満たない端数を増すごとに90円を加算した額
35,200円	—	—
19円	19円	19円
35円	35円	35円
616円	616円	616円
9,400円	9,400円	9,400円
35,100円	35,100円	35,100円
61,600円	61,600円	61,600円
79,500円	79,500円	79,500円
33,500円	33,500円	33,500円
79,500円	79,500円	79,500円
67,000円	67,000円	67,000円
540円	540円	540円
490円	490円	490円
5.8円	4.7円	2.5円
8.8円	7.2円	3.9円
5.8円	4.7円	2.5円
8.8円	7.2円	3.9円
176円	143円	77円
5.5円	4.4円	2.2円
8.3円	6.6円	3.3円
165円	132円	66円

3,030円に交付金相当額等を加算した額	1,830円に交付金相当額等を加算した額	1,730円に交付金相当額等を加算した額
2,840円に交付金相当額等を加算した額	1,750円に交付金相当額等を加算した額	1,630円に交付金相当額等を加算した額
45円	30円	16円
510円	310円	170円
1,490円に交付金相当額等を加算した額	924円に交付金相当額等を加算した額	891円に交付金相当額等を加算した額
154円	90円	77円

別表第3 水面貯木場の款金額の欄を次のように改める。

円	円	円
17	11	8
22	18	13
28	24	20
17	11	8

(兵庫県立都市公園条例施行規則の一部改正)

第26条 兵庫県立都市公園条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第105号）の一部を次のように改正する。

別表第4の1の部第1野球場の款基準額の欄及び第2野球場の款基準額の欄を次のように改める。

55,500円
81,900円
3,000円
33,700円
14,700円
22,300円
700円
9,600円

別表第4の3の部附属設備の款組立式放送室の項中「12,300円」を「12,500円」に改め、同表4の部球技場の款スポーツ以外に利用する場合の項中「8,700円」を「8,900円」に改め、同表6の部多目的ホールの款中「3,000円」を「3,100円」に、「5,200円」を「5,300円」に改め、同部附属設備の款中「4,900円」を「5,000円」に改め、同表の7の部野球場の款基準額の欄及びサッカー場の款興行のために利用する場合の項基準額の欄を次のように改める。

23,900円
35,100円

1,200円
14,600円
21,000円

別表第4の7の部多目的グラウンドの款スポーツ以外に利用する場合の項中「3,500円」を「3,600円」に改め、同部第2多目的グラウンドの款スポーツ以外に利用する場合の項基準額の欄及び屋内練習場の款基準額の欄を次のように改める。

14,100円
7,000円
3,600円
41,300円
60,900円
2,400円
1,200円
25,100円
12,500円

別表第4の8の部野球場の款基準額の欄から陸上競技場の照明器具を伴う利用の場合の加算の款基準額の欄までを次のように改める。

46,100円
67,000円
2,500円
25,200円
2,500円
54,500円
238,800円
238,800円
238,800円
716,500円
358,300円
358,300円
358,300円
1,074,800円
19,900円
119,500円

119,500円
119,500円
358,300円
113,200円
169,700円
3,200円
56,500円
75,500円
113,200円
2,100円
37,700円
20,400円
30,600円
15,300円
22,900円
15,300円
22,900円
39,800円
1,700円
22,500円
7,800円
4,800円

別表第4の8の部附属設備の款中「10,300円」を「10,500円」に、「24,700円」を「25,200円」に改める。  
(収入証紙条例施行規則の一部改正)

第27条 収入証紙条例施行規則(昭和39年兵庫県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第10条の規定 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例(平成31年兵庫県条例第5号)附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日
  - (2) 第1条から第8条までの規定、第9条中兵庫県立生活創造センター管理規則別表3の部の改正規定、第11条及び第13条から第18条までの規定、第19条の規定(工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則別表第3試験機械の款波長分散型蛍光エックス線分析装置の項の改正規定、同項の次に携帯型蛍光エックス線分析装置の項を加える改正規定、同款自動炭素硫黄分析装置の項、液体クロマトグラフの項及びペプチド・糖類分取システムの項を削る改正規定、同款食品物性評価装置の項の次に全自動アルコール分測定装置の項を加える改正規定並びに同款ウェザオメータの項を削る改正規定を除く。)並びに第20条から第27条までの規定 平成31年10月1日

(3) 第 9 条中兵庫県立生活創造センター管理規則第 6 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の改正規定 兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成31年兵庫県条例第12号）の施行の日

(経過措置)

2 前項第 2 号に掲げる規定の施行の日前に第 8 条、第11条及び第15条の規定による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第 8 条、第11条及び第15条の規定による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。



篠山市の名称の変更に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第12号**

**篠山市の名称の変更に伴う関係規則の整理に関する規則**

次に掲げる規則の規定中「篠山市」を「丹波篠山市」に改める。

- (1) 建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第11条第 2 項第 4 号ア及び第 5 号ア
- (2) 公舎管理規則（昭和42年兵庫県規則第46号）別表第 1 丹波地区の項
- (3) 景観の形成等に関する条例施行規則（昭和60年兵庫県規則第48号）第27条第 1 項第 1 号
- (4) 屋外広告物条例施行規則（平成 4 年兵庫県規則第69号）第31条
- (5) 緑豊かな地域環境の形成に関する条例施行規則（平成 6 年兵庫県規則第12号）第18条  
附 則

この規則は、平成31年 5月 1 日から施行する。



行財政運営審議会規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第13号**

**行財政運営審議会規則**

(趣旨)

第 1 条 この規則は、行財政の運営に関する条例（平成30年兵庫県条例第40号）第 9 条の規定に基づき、同条例に定めるもののほか、行財政運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 3 条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 5 部会長の職務及び部会の会議については、第3条第3項及び前条の規定を準用する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

- 2 この規則は、平成41年3月31日限り、その効力を失う。

(委員の任期の特例)

- 3 平成37年4月1日以後に委嘱される委員の任期は、第2条第1項の規定にかかわらず、その委嘱の日から平成41年3月31日までとする。

(招集の特例)

- 4 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会は、第4条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。



行財政構造改革審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 31 年 3 月 29 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第14号**

**行財政構造改革審議会規則を廃止する規則**

行財政構造改革審議会規則（平成21年兵庫県規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。



知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第15号**

**知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則**

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則（平成12年兵庫県規則第10号）の一部を次のように改正する。

本則の表8の項1中「又は第18条第2項」を「若しくは第18条第2項」に改め、「含む。」の右に「又は建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下この項において「省令」という。）第4条の16第2項（省令第8条の2第20項において準用する場合を含む。）」を加え、同項2中「第15条第1項」の右に「若しくは第2項」を加え、「建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）」を「省令第4条の16第1項（省令第8条の2第20項において準用する場合を含む。）」に、「第10条の5第1項」を「第10条の4の2第1項」に、「若しくは第2項若しくは」を「から第3項まで、」に改め、「第10条の21第1項」の右に「、第10条の23第1項若しくは第10条の24第1項」を加え、同表21の項1中「第159条の5第1項、」を削り、同表45の項を削り、同表45の2の項中「本則の表67の8の部」を「本則の表67の7の部」に改め、同項を同表45の項とし、同表68の項中「、第10号又は第11号」を「若しくは第10号から第12号まで」に改め、同項を同表69の項とし、同表67の項を削り、同表66の項中「本則の表89の部」を「本則の表91の部」に改め、同項を同表68の項とし、同表65の項中「本則の表88の部」を「本則の表90の部」に改め、同項を同表67の項とし、同表64の2の項中「本則の表87の2の部」を「本則の表89の部」に改め、同項を同表66の項とし、同表64の項中「本則の表87の部」を「本則の表88の部」に改め、同項を同表65の項とし、同表63の項の次に次のように加える。

<p>64 条例本則の表87の部に規定する規則で定める事務</p>	<p>1 障害者総合支援規則（平成18年兵庫県規則第48号。以下この項において「支援規則」という。）第2条の規定により知事に提出される書類に記載された事項に係る事実の確認に関する事務</p> <p>2 支援規則第3条の規定により知事が作成する書類の交付に関する事務</p> <p>3 支援規則第5条の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務</p>
-----------------------------------	--

附 則

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。



兵庫県立生活創造センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第16号

兵庫県立生活創造センター管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立生活創造センター管理規則（平成20年兵庫県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号アを次のように改める。

ア 毎月第3水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日）

第2条第1項第3号ア中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）」を「休日」に改める。

第3条第1項第1号を削り、同項第2号中「東播磨生活創造センター」を「神戸生活創造センター及び東播磨生活創造センター」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

附 則

この規則は、兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成31年兵庫県条例第12号）の施行の日から施行する。



精神保健及び精神障害者福祉に関する手続を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第17号

精神保健及び精神障害者福祉に関する手続を定める規則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する手続を定める規則（昭和40年兵庫県規則第98号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第31条」を「第31条第1項」に改め、同条第5項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成31年 6月 1日から施行する。ただし、第8条第5項の改正規定は、公布の日から施行する。



毒物及び劇物の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第18号

**毒物及び劇物の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則**

毒物及び劇物の取締りに関する手続等を定める規則（昭和42年兵庫県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第14条から第16条までを削り、第17条を第14条とする。

附則第3項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第4項を削る。

様式第12号及び様式第13号を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

**告 示****兵庫県告示第334号**

平成17年兵庫県告示第459号の6（不当な取引行為の指定）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (16) 中「恋愛感情」の右に「その他の好意の感情」を加える。

1 (26) の次に次のように加える。

(27) (商品等の一方的な供給による勧誘)

消費者が依頼又は承諾していないにもかかわらず、消費者に商品等の供給を行い、実施前の原状の回復を著しく困難にしたうえで、代金その他の名目による対価を請求することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(28) (事業活動の損失補償請求による勧誘)

消費者が依頼又は承諾していないにもかかわらず、商品等の契約の締結を目指して自ら実施した事業活動の実施により生じた損失の補償を請求することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。